

台風時の登校について

登校する前に、常滑市に暴風(雪)警報が発表されているときは、次の点に注意すること。

- ①午前 6 時 30 分前に、警報が解除された場合は、平常授業を行う。
- ②午前 6 時 30 分から、午前 11 時まで解除された場合は、午後 1 時までに登校する。
- ③午前 11 時を過ぎた後、警報が解除されるか、または引続き解除されない場合は、当日の授業を中止する。

注 警報が解除されても、洪水浸水、土砂崩れ、高潮、道路や建造物の倒壊などにより、登校が危険な場合は、登校しなくてもよい。

注 大雨など異常気象の場合は、状況により保護者が判断して、登校を見合わせ、家庭待機をしてもよい。

注 登校する前に、大雨などで特別警報が発表されている場合は、登校してはいけない。特別警報が解除されても、登校の指示があるまでは、登校してはいけない。

大地震・大津波への対応について

1.大規模な地震(震度 5 弱以上) 発生時の登下校授業の扱いについて

在宅中

- 当日の授業は中止する。
- 余震や津波の被害から身を守るように適切な行動をする。
- 授業再開の日時については、学級連絡網やメールの配信等で知らせる。それまでの間、休校とする。

登下校中

- 通学路近くの避難場所(指定緊急避難場所・指定避難場所)に避難する。
- 余震や津波の恐れもあるので、十分注意をする。

在校中

- 津波の恐れのない場合、授業を打ち切り、運動場にて保護者等に生徒を引き渡す。
- 津波の恐れのある場合、常滑高等学校に避難し、保護者等に生徒を引き渡す。

2.「大津波警報・津波警報・津波注意報」発表時の登下校授業の扱いについて

大津波警報

津波警報

- 地震の規模(震)に関係なく

【在宅中】当日の授業は中止する。津波の被害から身を守るように適切な行動をする。

【登下校中】通学路近くの避難場所(指定緊急避難場所・指定避難所)に避難する。

【在校中】常滑高等学校に避難し、保護者等に生徒を引き渡す。

津波注意報

- 常滑市において地震の震度 5 弱以上の場合、上記の「大規模な地震発生時の登下校の扱いについて」に準ずる。
- 常滑市において地震の震度が 4 以下の場合、鬼崎北小学校と鬼崎南小学校と 3 校で協議し、対応を決定する。